明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○国際労働機関憲章の改正に関する文書（一）　三
○世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書（二）　四
〔府令・省令〕
○民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（内閣府・財務・厚生労働・農林水産・経済産業二）　三
○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産一）　三
〔告　示〕
○民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行令第三条第一項の規定を適用しない金融庁長官の権限を定める件（金融庁八）　三
○国際労働機関憲章の改正に関する文書の効力発生に関する件（外務七一）　三
○世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の効力発生に関する件（同七二）　三
○平成二十九年度において使用される小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教科書の定価を認可した件（文部科学三五）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
首都高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、平成二十九年度高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく講習及び技術検定等の実施、企業年金基金設立関係　三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、農業協同組合法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　三
会社その他
会社決算公告　三

本号で公布された法令のあらまし

◇**国際労働機関憲章の改正に関する文書**（条約第一号）（外務省）

この文書は、国際労働機関の総会において採択された条約がその目的を失ったこと等が明らかである場合に総会が当該条約を廃止することができるようにすること等を内容とする国際労働機関憲章の改正文書であり、その概要は、次のとおりである。

1　国際労働機関の総会において採択された条約がその目的を失ったこと又は国際労働機関の目的の達成に当たりもはや有益な貢献をしていないことが明らかである場合には、総会は、理事会の提案に基づき、出席代表の投票の三分の二の多数によって当該条約を廃止することができる。（第一条関係）

2　この改正文書は、国際労働機関憲章第三六条の規定により、主要産業国たる加盟国として理事会に代表者を出している一〇の加盟国のうちの五を含む国際労働機関の加盟国の三分の二によって批准され又は受諾された時に効力を生ずる。（第三条関係）

◇**世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書**（条約第二号）（外務省）

この議定書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（平成六年条約第一五号。以下「世界貿易機関協定」という。）を改正し、同協定の附属書一Aに税関手続の迅速化等について定める貿易の円滑化に関する協定（以下「貿易円滑化協定」という。）を追加することを内容とするものであり、その概要は、次のとおりである。

1　世界貿易機関協定附属書一Aについては、セーフガードに関する協定の次にこの議定書の附属書に規定する貿易円滑化協定を加える。この議定書は、世界貿易機関協定第一〇条3の規定に従って効力を生ずる。（本文関係）

2　加盟国は、政府、貿易業者及び利害関係を有する他の者が知ることができるようにするため、輸入、輸出及び通過のための手続等に関する情報を無差別な、かつ、容易に知ることができる方法で速やかに公表する。加盟国は、輸入、輸出及び通過のための手続等に関する情報をインターネットを通じて入手可能なものとする。（第一条関係）

3　加盟国は、実行可能な範囲において、並びに自国の国内法及び国内法制に適合する方法により、貿易業者等に対して、一般に適用される法令であって物品の移動、引取り及び通関に関するものの導入又は改正の提案について、意見を表明する機会及び適当な期間を与える。（第二条関係）

4　加盟国は、全ての必要な情報が記載された書面による要請を提出した申請者に対して、合理的な方法で、定められた期限までに事前の教示を行うものとし、事前の教示を行うことを拒否する場合には、当該申請者に対して関連事実及びその決定の根拠を書面により速やかに通知する。（第三条関係）

5　加盟国は、税関が行政上の決定を行う対象となる全ての者が、自国の領域内において、異議の申立て又は審査の請求を行う権利を有する旨を定めるものとし、異議の申立て又は審査の請求のための自国の手続が無差別な態様で実施されることを確保する。（第四条関係）

6　加盟国は、自国の領域内において、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するための通達又は指導の対象としている飲食物等に関する当該通達又は指導の発出、終了又は停止の方法について、適当な場合には当該通達又は指導を危険度に応じたものとする等の規律を適用する。（第五条関係）